

本書は、日本弁理士会の月刊誌「パテント」2023年10月号に掲載された論文「条文を見やすくする研究」のWord版（写真は削除）です。

パテント2023.10月号に掲載された論文の別刷りをご希望のときは、お問い合わせでご連絡下さい。無料でお送りします。

条文を見やすくする研究

Study on Making Legal Provisions Easier to Read

会員（元大阪工業大学知的財産学部教授） 川原英昭Hideaki Kawahara

抄録

特許法等の知的財産法及び法人税法等の税法の条文を見やすくする研究をした。具体的には、【1】条文にある括弧を*1:・・・,*2:・・・として外出しして、括弧があった所を(*1)(*2)にし、【2】「条文番号と見出し」の一覧を作成し、【3】「読替準用条文」及び「とする読替条文」を見やすくした。これらを使用すると、条文によっては漢数字条文の数分の1の時間で条文を把握できる。

目次

1. はじめに
2. 括弧外出し条文
3. 「条文番号と条文見出し」の一覧
4. 読替準用条文
5. とする読替条文
6. 読替前後の条文を作成するアルゴリズム
7. 「条文を見やすくする研究」を行った法律
8. あとがき
9. 参考文献

1. はじめに

筆者は大学の知的財産学部で特許法等の知的財産法（以下、知財法という。）を講義した。

知財法には、読みにくい条文が多数あるので、学生に「見やすい条文集」、「わかりやすい条文集」を提供する研究を2007年頃開始し、成果を日本知財学会で2009年、2019年、2021年、2022年に発表した（文献1～4）。

本書は 2022 年に同学会で発表したものに、その後の研究成果を加筆したものである。

本書では条文を見やすくする研究を「特許法」の例で説明する。

2. 括弧外出し条文

特許法には括弧書きがあるため読みにくい条文が多数ある。

2007 年頃、特許法の条文の漢数字を算用数字に変換するソフトを開発し、算用数字に変換した条文にある括弧書きを Word で手動で *1:・・・, *2:・・・として条文の下部に外出しし、本文の括弧部を (*1), (*2) とした「括弧外出し条文」を発表 (文献 1) した。

手動によるこの作業は多大な時間を要し、法改正に対応できなくなったので、WordVBA で半自動で、括弧書きを *1:・・・, *2:・・・として条文の下部に外出しし、本文の括弧部を (*1), (*2) とするソフトを開発した (文献 2)。

WordVBA で開発したソフトは改訂に時間を要し、度重なる法改正への対応が難しくなったため Python (パイソン、プログラム言語の 1 つ) でソフトを再開発し現在に至っている。

2007 年頃は特許法等の条文取得に時間を要したが、現在は総務省の eGOV 法令検索で漢数字条文を容易に取得できる。

特許法第 41 条第 2 項 (国内優先権の効果) は重要な条文だが長文で括弧が多く、特許法で一番読みにくい。紙面の制約で同条文を掲載できないので、同法第 29 条の 2 (先願の範囲の拡大) の例で説明する。

図 1 は eGOV 法令検索で取得した特許法第 29 条の 2 (先願の範囲の拡大) の漢数字条文である。

図 2 は開発したソフトで作成した括弧外出し条文である。

図 1 は複数の括弧があるため読みにくいが、図 2 を使うと容易に条文の全体把握ができる。

これを使用すると条文によっては漢数字条文の数分の 1 の時間で条文を理解できる。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

図 1

第 29 条の 2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第 66 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（*1）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（*2）第 14 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（*3）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（*4）に記載された発明又は考案（*5）と同一であるときは、その発明については、前条第 1 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

*1：以下「特許掲載公報」という。

*2：昭和 34 年法律第 123 号

*3：以下「実用新案掲載公報」という。

*4：第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 1 項の外国語書面

*5：その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同 一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。

図 2

3. 「条文番号と条文見出し」の一覧

他の条文を引用した条文を読むとき、および条文を引用した文献を読むとき「条文番号と条文見出し」の一覧がほしい。

図3は2019年に発表（文献2）した特許法の「条文番号と条文見出し」の抜粋である。現在はPythonで開発したソフトでこれを作成している。

これを使用すると、他の条文番号を引用した条文又は文献を効率的に読むことができ、勉強時間・作業時間を短縮できる。

--- 第1章 総則 --- 第1条 (目的) 第2条 (定義) 第3条 (期間の計算) 途中省略 --- 第2章 特許及び特許出願 --- 第29条 (特許の要件) 第29条の2 第30条 (発明の新規性の喪失の例外) 以下省略
--

図3

4. 読替準用条文

特許法等には、条文中の「用語A」を「用語B」に読み替えて準用する読替準用条文が多数ある。

Wordを使って手動で読替後の条文を作成すると、誤処理が発生するし、作成に時間を要するのでソフトを開発し、読替前後の条文を半自動で作成した「読替準用の条文集」を2021年に発表した（文献3）。

読替準用規定は読みにくいため、読み飛ばしやすいが、これに関する事件も発生している（知財高裁「平成29(行ケ)10213」判決）。読替準用条文の正確な理解が必要な事例である。

図4は特許法第159条第1項の読替準用規定である。

図5は同規定に基づいてPythonで開発したソフトで作成した読替前後の条文である。用語Aと用語Bを赤字にしたので読替部がわかりやすい。ただし、会誌パテントは赤字を使用できないので、本書では条文テキストをMS明朝とし、赤字をMSゴシックの黒字の太字にして見やすくした（「とする読替条文」も同じ）。

作成した「読替後の条文」の正確性を検証ソフトで検証している。

Wordを使って手動で読替後の条文を作成すると、誤処理が発生するし、作成に時間を要するが、これを使用すると勉強時間・作業時間を短縮できる。

第五百五十九条 第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第一号又は第三号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

図 4

【N12】***** 読替準用条文【特許法 第159条】*****

第159条 第53条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、
+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第53条第1項中「第17条の2第1項第1号又は第3号」とあるのは「第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第1号又は第3号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が」と読み替えるものとする。

【1A 読替前】第53条第1項 ←特許法

第53条 **第17条の2第1項第1号又は第3号**に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした**補正が**第17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

【1B 読替後】第53条第1項 ←特許法

第53条 **第17条の2第1項第1号、第3号又は第4号**に掲げる場合（同項第1号に掲げる場合にあつては、拒絶の理由の通知と併せて第50条の2の規定による通知をした場合に限る。）において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした**補正（同項第1号又は第3号に掲げる場合にあつては、拒絶査定不服審判の請求前にしたものを除く。）が**第17条の2第3項から第6項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

図5

5. とする読替条文

特許法には『第*条中「用語A」とあるのは「用語B」とする。』形式の「とする読替」規定が多数ある。

図6は同法第184条の13の第29条の2の「とする読替規定」である。

図7は同規定に基づいてPythonで開発したソフトで作成した読替前後の条文である。用語Aと用語Bを赤字にしたので読替部がわかりやすい。Wordを使って手動で読替後の条文を作成すると誤処理が発生するし、作成に時間を要する。

- (1) 「とする読替」規定は「読替準用」規定よりも表現が多彩である。
- (2) 法律によって規定の表現が異なる。
- (3) 同じ法律でも改正法の起案担当官によって表現が異なる。

このため「とする読替条文」は「読替準用条文」よりも処理が難しい。
作成した「読替後の条文」の正確性を検証ソフトで検証している。1文字のミスがあっても読替後の条文は作成できない。これまでに対応条文がない些細な立法ミスも発見している。

第百八十四条の十三 第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第百八十四条の四第三項又は実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた第百八十四条の四第一項の外国語特許出願又は同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開、」と、「発行が」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

図 6

【N06】***** 読替条文【特許法 第 184 条の 13】*****

第 184 条の 13 第 29 条の 2 に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案法第 48 条の 3 第 2 項の国際実用新案登録出願である場合における第 29 条の 2 の規定の適用については、

+++++++ 当該ブロックの読替規定 +++++++

第 29 条の 2 中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは「他の特許出願又は実用新案登録出願（第 184 条の 4 第 3 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 3 項の規定により取り下げられたものとみなされた第 184 条の 4 第 1 項の外国語特許出願又は同法第 48 条の 4 第 1 項の外国語実用新案登録出願を除く。）であつて」と、「出願公開又は」とあるのは「出願公開、」と、「発行が」とあるのは「発行又は 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約第 21 条に規定する国際公開が」と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第 184 条の 4 第 1 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

【1A 読替前】第 29 条の 2 ←特許法

第 29 条の 2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の**他の特許出願又は実用新案登録出願であつて**当該特許出願後に第 66 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは**出願公開又は**実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 14 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の**発行が**されたものの**願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面**（第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 1 項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第 1 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

【1B 読替後】第 29 条の 2 ←特許法

第 29 条の 2 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の**他の特許出願又は実用新案登録出願（第 184 条の 4 第 3 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 3 項の規定により取り下げられたものとみなされた第 184 条の 4 第 1 項の外国語特許出願又は同法第 48 条の 4 第 1 項の外国語実用新案登録出願を除く。）**であつて当該特許出願後に第 66 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは**出願公開**、実用新案法（昭和 34 年法律第 123 号）第 14 条第 3 項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の**発行又は 1970 年 6 月 19 日にワシントンで作成された特許協力条約第 21 条に規定する国際公開**がされたものの**第 184 条の 4 第 1 項又は実用新案法第 48 条の 4 第 1 項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面**（第 36 条の 2 第 2 項の外国語書面出願にあつては、同条第 1 項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第 1 項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

図 7

6. 読替条文の作成アルゴリズム

特許法の「読替準用条文集」を作成する場合で説明する。「とする読替条文集」も同様にして作成する。

Step 1 e-Gov 法令検索から特許法 1.rtf を取得する。

Step 2 特許法 1.rtf から附則を削除した特許法 2.docx を作成する。

Step 3 特許法 2.docx の漢数字をソフトで算用数字に変換する(特許法.docx)。

特許法は読替規定で民法、民事訴訟法を引用するため民法.docx、民事訴訟法.docx も作成する。

Step 4 WordVBA で作成した補助ソフトで読替準用を規定する「条文番号の一覧表」を作成する。これを使って処理すべき条文番号を特定する。

Step 5 「読替準用」を規定する条文を前処理する。

(1) 「読替準用」規定の基本形は下記の①ですが、②～⑤等のものが多数ある。これらをソフトで①の基本形に変換する。

- ① 第*条中「用語 A」とあるのは「用語 B」と読み替えるものとする。
- ② 第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と、「用語 A2」とあるのは「用語 B2」と読み替えるものとする。
- ③ 同法第*条中「用語 A1」とあるのは「用語 B1」と、同法第*条中「用語 A2」とあるのは「用語 B2」と、「用語 A3」とあるのは「用語 B3」と読み替

えるものとする。

- ④ 同法第*条及び第*条中「用語 A 1」とあるのは「用語 B 1」と読み替えるものとする。
 - ⑤ 同法第*条ただし書き中「用語 A 1」とあるのは「用語 B 1」と読み替えるものとする。
- (2) 同法、同条、同項、前条等の略記では処理できないため、例えば『同条第 1 号中「・・・」とあるのは「・・・」と読み替えるものとする。』を『民法第 724 条第 1 号中「・・・」とあるのは「・・・」と読み替えるものとする。』のように手動で編集する。
- (3) 読替が表形式の場合、ExcelVBA で作成した補助ソフトで文字列表現に変換する。

Step 6 Step 5 の前処理後、「読替準用」規定の表記を統一する。

Step 7 置換リスト（検索語 A、置換語 B）を作成する。

読替対象の用語 A を検索語 A、読替後の用語 B を置換語 B という。

上記②～⑤では置換リスト（検索語 A、置換語 B）を作成できないので、正規表現を用いてこれらを基本形①に変換して、置換リストを作成する。

Step 8 置換リストを使って、読替前後の条文を作成する。読替前後の条文を見やすくするため、検索語 A と置換語 B の文字を赤字にする。

Step 9 WordVBA で作成した検証ソフトで作成した読替後の条文の正確性を検証する。

Step 10 特許法には 17 個の「読替準用規定」があるため 17 個の「読替準用」の docx ファイルができる。これらのファイルを結合する。

Step 6 ～ Step 10 の複雑な処理は作成したソフトで自動的に行う。

Step 11 表紙、はじめに、目次を追加すると「読替準用条文集」になる。

7. 「条文を見やすくする研究」を行った法律

知財法 6 法律（特許法、実用新案法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法）と、税務法 6 法律（法人税法、地方税法第 3 章、所得税法、国税徴収法、消費税法、相続税法）について「条文を見やすくする研究」を行った。

法人税法等の税務法の条文は、長文で、かつ括弧書きが多い。例えば、(1) 法人税法第 144 条の 13 第 11 項は、文字数 1927 字、括弧 13 個、括弧内の文字数 1086 字で非常に読みにくい。(2) 法人税法は読替準用を規定する条文が 20 もある。(3) 1 つの読替規定で読み替える条文数が多く、かつ読み替える用語の数が多い。(4) 読替を規定する表現が多彩である。(5) 税務法は知財法よりも法改正が多い。このため税務法は本研究の利用価値が特に高い。

8. あとがき

現在は条文をみやすくする処理を、Pythonで作成した41本のソフト、WordVBAで作成した10本のソフト、ExcelVBAで作成した2本のソフトで行っている。

手動による前処理は時間を要するので、この自動化が課題です。読替規定の表現が多彩なため自動化できないものがあり、現状では前回の前処理結果を参照した手動編集が勝っている。

本研究により、条文によっては、数分の1の時間で条文を理解できるようになった。

本研究は、弁理士試験・税理士試験の受験生、学生、法律を教える大学教員、実務家に有益である。

筆者が「括弧外出し条文」を根拠条文に用いた教材で、大学生に法律の事例問題を教授したところ条文が見やすいと好評で、学生による講義の評価点は極めて高かった。

紙面の制約で詳述できないので詳しくは kawaharapat.com をご参照ください。

9. 参考文献

- 文献1 川原英昭、条文集作成と条文集の正確性、日本知財学会、第7回年次学術研究発表会、2009年6月
- 文献2 川原英昭、特許法等の条文の括弧書きの外出しによる条文把握の容易化、日本知財学会、第17回年次学術研究発表会、2019年12月
- 文献3 川原英昭、見やすい読替え準用条文の提供、日本知財学会第19回年次学術研究発表会、2021年11月
- 文献4 川原英昭、見やすい条文の提供、日本知財学会第20回年次学術研究発表会、2022年11月